

永明小学校永明中学校建設に伴う基本計画策定及び基本設計委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

永明小学校及び永明中学校は、それぞれ昭和48年（1973年）、昭和44年（1969年）に建設されました。平成17年（2005年）に耐震補強改修工事、平成27年（2015年）には体育館非構造部材耐震化工事が完了し、地震に対する安全性は向上していますが、両校ともに建築後45年以上経過し、建物、設備全体の老朽化が著しい状況で、早急な対応が必要です。そこで、永明小学校及び永明中学校を同時に整備していくこととし、両校が隣接した立地を活かし、周辺道路と学校敷地の関係やちの地区コミュニティセンター、ちの保育園など周辺公共施設との連携を見据え、施設一体型で建て替えを行うこととしました。

平成30年（2018年）5月から9月にかけて、「永明小学校永明中学校等建設検討委員会」において、永明小学校と永明中学校の整備とその周辺を含む整備方針を検討し、その後、10月から平成31年（2019年）2月にかけて、「永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）において基本構想の作成を行い、3月末に策定を行いました。基本構想では、地域とのつながりや隣接する保育園、コミュニティセンターなどとの連携等を整備方針に掲げています。

本建て替え計画は、小・中学校の隣接した立地状況を活かした一体的整備で、今後何十年と使用する施設で、市民の関心が高く、期待が大きい事業であり、関係者と意見交換していく過程を大切にしていく必要があります。そこで、設計者の創造性、技術力、経験等に着目し、最適な設計者を選定するため、プロポーザル方式により設計者を選定するものです。

なお、建て替えに係る設計にあたっては、関係者から成る「策定委員会」の意見を十分に反映するため、基本計画策定段階から設計者が関わっていくこととしました。

## 2 建設に係る全体スケジュール

2018年度	基本構想策定
2019年度	基本計画策定、基本設計、実施設計
2020年度	
2021年度	工事着手

## 3 業務概要

### (1) 委託業務名

永明小学校永明中学校建設に伴う基本計画策定及び基本設計委託業務

### (2) 委託業務場所

茅野市塚原

### (3) 履行期間

委託業務の契約日～2020年3月27日

#### (4) 業務内容

##### ① 基本計画策定業務

平成 31 年 (2019 年) 3 月に策定した「永明小学校永明中学校建設基本構想」に基づき、基本計画書の作成を行うものとします。なお、作成にあたっては、「策定委員会」と協議しながら実施するものとします。また、本業務に関わる予定で、策定委員会の運営に携わっている専門家の助言を受け業務を推進するものとします。

##### [業務内容]

- ア 基本計画書の作成
- イ 策定委員会の運営協力、会議録の作成
- ウ 概算工事費の設定
- エ その他基本設計業務を行う前提として必要な業務

##### [基本計画書に盛り込む主な内容]

- ア 施設規模、必要な諸室の構成及び規模、必要な設備
- イ 校舎、運動場等の配置計画
- ウ 遺跡発掘及び建て替え手順 (スケジュール)
- エ 概算工事費

##### ② 基本設計業務

基本計画書に基づき、基本設計を行うものとします。なお、引き続き実施設計を行うことを前提とします。

- ア 設計条件の整理
- イ 法令等諸条件の調査及び関係機関との打合せ協議
- ウ 上下水道、電力、通信等の供給状況調査及び関係機関との打合せ協議
- エ 基本設計方針の策定
- オ 基本設計図の作成
- カ 透視図の作成
- キ 概算工事費の算定
- ク その他実施設計業務を行う前提として必要な業務

#### (5) 委託業務上限額

68,255,000 円 (消費税込み)

#### 4 プロポーザル実施方法及び選定の概要

##### (1) 選定方針

本委託業務の受託候補者の選定にあたっては、「永明小学校永明中学校建設に伴う基本計画策定及び基本設計委託業務設計者選定委員会」(以下「設計者選定委員会」という。)において、技術提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、最も優れた提案を行った者を受託候補者とし、次いで優れた提案を行った者を次点候補者として選定します。

なお、最終的に確定した設計者は、茅野市設計事務所協会と共同企業体を結成し業務にあたることを条件とします。ただし、茅野市設計事務所協会の出資比率は 30%以上とし、両者の協議により決定するものとします。

また、特に支障がない限り、本業務の受託者（茅野市設計事務所協会との共同企業体）と実施設計業務について、別途契約を締結することとします。

## (2) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、本プロポーザルの公表日を基準として、次の各項目すべての要件を満たす単体企業とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けたものを除きます。）であること。
- ③ 茅野市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 21 年 3 月 30 日告示第 98 号）に定める入札参加停止要件に該当していないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑤ 茅野市暴力団排除条例施行規則第 2 条で規定する暴力団関係者ではないこと。
- ⑥ 茅野市入札参加者名簿（建築コンサルタント）に登録されていること。ただし、登録されていない者にあつては、プロポーザル参加表明書（様式第 2 号）の提出期限までに登録申請をし、受理された場合は参加資格を有するものとします。
- ⑦ 過去 10 年間（平成 21 年（2009 年）4 月以降）にしゅん工した学校教育法第 1 条の規定による学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校のいずれかの改築または新築の設計実績を有すること。（共同企業体による実績も対象とします。）

## (3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 参加資格を満たさなくなった場合。
- ③ 書類の提出期限に間に合わなかった場合。
- ④ 選定委員会の委員及び事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

## (4) スケジュール

内 容	日 程
プロポーザル実施要領の公表	2019 年 4 月 18 日（木）
質問書の受付期限	2019 年 4 月 26 日（金）午後 5 時
質問に対する回答	2019 年 5 月 10 日（金）

参加表明書の提出期限	2019年5月13日（月）午後5時
現場説明会	2019年5月17日（金）午後1時30分
第1次審査書類の提出期限	2019年6月14日（金）午後5時
第1次審査	2019年6月29日（土）
第1次審査結果の通知	2019年7月4日（木）
第2次審査	2019年7月13日（土）
第2次審査結果の通知	2019年7月18日（木）
共同企業体結成及び契約予定時期	2019年7月下旬

(5) 質問書の受付及び回答

① 受付期限

2019年4月26日（金）午後5時まで

② 提出先

事務局（茅野市教育委員会事務局学校教育課）

③ 提出方法

質問書（様式第1号）を電子メールにより提出してください。なお、電子メール送信後、事務局に電話で質問書の到達を確認してください。また、電話などによる個別の質問は受け付けません。

④ 回答方法

5月10日（金）までに、茅野市公式ホームページ上に公開します。なお、質問に対する回答については、「5提供資料及び配布方法」の（1）～（4）の資料の追加又は修正とみなします。

(6) 参加表明書の提出

① 受付期限

2019年5月13日（月）午後5時まで

ただし、持参による受付は、平日午前9時～午後5時とします。

② 提出先

事務局（茅野市教育委員会事務局学校教育課）

③ 提出方法

事務局まで持参、または郵送により提出してください。ただし、郵送の場合、提出期限までに事務局へ到着するように送付してください。なお、事務局に電話で書類の到達を確認してください。

④ 提出書類及び部数

ア 参加表明書（様式第2号） 1部

イ 会社概要書（任意様式） 1部

(7) 現場説明会

参加表明書（様式第2号）を提出した企業を対象に現場説明会を実施します。なお、現場

説明会以外のプロポーザル対象施設への立ち入りはできません。

① 申し込み方法

(6)の参加表明書(様式第2号)の「3現場説明会の出席」欄の「・希望する」に○を記入して提出してください。

② 現場説明会の日時

2019年5月17日(金)午後1時30分～

③ 集合場所(現場説明会案内図.pdfを参照してください。)

永明小学校正門内

(8) 第1次審査

第1次審査提出書類について、設計者選定委員会において審査し、第2次審査の対象となる企業を5者程度選定します。

① 第1次審査書類提出期限

2019年6月14日(金)午後5時

ただし、持参による受付は、平日午前9時～午後5時とします。

② 提出先

事務局(茅野市教育委員会事務局学校教育課)

③ 提出方法

事務局まで持参、または郵送により提出してください。ただし、郵送の場合、提出期限までに事務局へ到着するように送付してください。なお、事務局に電話で書類の到達を確認してください。

④ 提出書類及び部数(詳細は提出書類作成要領及び様式を参照してください。)

ア 業務実績の概要(様式第3号)

イ 本業務の実施体制(様式第4号)

ウ 技術者の経歴書(様式第5号)

エ 協力事務所調書(様式第6号)

オ 技術提案書(様式第7-1号、7-2号、7-3号、7-4号)

各書類13部提出してください。

⑤ 第1次審査の日程

2019年6月29日(土)(非公開で行います。)

⑥ 第1次審査結果の通知

提案のあったすべての企業に2019年7月4日(木)までに文書で通知します。また、第1次審査を通過した企業には、第2次審査の日程をお知らせします。

(9) 第2次審査

第1次審査通過者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、受託候補者及び次点候補者を選定します。

① 第2次審査の日程

2019年7月13日(土)

なお、当日の時間割は、第1次審査結果通知の際、対象者にお知らせします。

② 実施場所

茅野市役所 8階大ホール

③ 出席者

総括責任者を含む 4名以内

④ プレゼンテーションの実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーションは、第1次審査で提出した技術提案書（様式第 7-1 号、7-2 号、7-3 号、7-4 号）のみの内容で行ってください。

イ 事務局が用意するプロジェクターを利用しプレゼンテーションを行うことができるものとします。ただし、プロジェクターに接続するパソコンは出席企業が用意してください。

ウ プレゼンテーションは、1者につき 20分以内で説明し、その後 20分程度で設計者選定委員によるヒアリングを行います。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは一般公開します。

(10) 評価基準

第1次審査及び第2次審査にあたっては、下記の審査基準により審査を行います。

① 第1次審査

評価項目	評価の内容	配点
応募者の業務実績	同種業務の実績（業務件数を評価）	30
担当チームの能力	各技術者の同種業務及び類似業務の実績（業務件数を評価）	
	各技術者の資格（一級建築士、構造設計一級建築士、建築積算士、設備設計一級建築士等資格の有無を評価）	
	各技術者の建築に係る賞の受賞歴（受賞件数を評価）	
技術提案書の内容	業務の理解度及び実施体制、スケジュールの適格性	70
	周辺地域との関係性、土地利用及び配置計画に関する考え方の適格性	
	教室や学校全体の空間構成に関する考え方の適格性	
	環境・省エネ、安全・防犯、構造・工法に関する考え方の適格性及び本計画に関する獨創性、実現性に関する評価	

② 第2次審査

評価項目	評価の内容	配点
応募者の業務実績	同種業務の実績（業務件数を評価）	30
担当チームの能力	各技術者の同種業務及び類似業務の実績（業務件数を評価）	
	各技術者の資格（一級建築士、構造設計一級建築士、建築積算士、設備設計一級建築士等資格の有無を評価）	
	各技術者の建築に係る賞の受賞歴（受賞件数を評価）	
技術提案書の内容	業務の理解度及び実施体制、スケジュールの適格性	70
	周辺地域との関係性、土地利用及び配置計画に関する考え方の適格性	
	教室や学校全体の空間構成に関する考え方の適格性	
	環境・省エネ、安全・防犯、構造・工法に関する考え方の適格性及び本計画に関する獨創性、実現性に関する評価	
技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリング	提案の妥当性	50
	本業務に対する理解度	
	本業務の取組意欲	
	プレゼンテーションの説明力及びヒアリングに対する対応力	
	担当チームの適正	

(11) 受託候補者及び次点候補者の選定に係る設計者選定委員会

設計者選定委員会は、下記の委員で構成します。

所属等	氏名
千葉大学大学院工学研究院 教授	柳澤 要
名城大学人間学部 教授	笠井 尚
中部大学 非常勤講師	堀部 篤樹
永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員長	矢崎 敏臣
永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員	矢崎 美知子
永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員	小川 和哉
永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員	坂本 幹夫
永明小学校長	五味 浩一
永明中学校長	片桐 広文

茅野市副市長	樋口 尚宏
茅野市教育長	山田 利幸

(12) 契約に関する留意事項

受託候補者として選定された者は、茅野市設計事務所協会と共同企業体を結成し、3(5)委託業務上限額に示す金額の範囲内で委託業務契約の締結を行います。ただし、茅野市設計事務所協会の出資比率は30%以上とし、両者の協議により決定するものとします。なお、何らかの事由により、共同企業体の結成ができなかった場合、または、結成された共同企業体と茅野市が契約に至らなかった場合は、次点候補者をその対象とします。

また、特に支障がない限り、本業務の受託者（茅野市設計事務所協会との共同企業体）と実施設計業務について、別途契約を締結することとします。

(13) その他

- ① 本件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- ② 本件に係る書類提出後の、修正、変更、追加は認めません。
- ③ 本件に係る提出書類は返却しません。
- ④ 本件に係る提出書類は、公表や審査等のために、複製を作成することがあります。
- ⑤ 本件に係る提出書類について、情報公開請求があった場合は、茅野市情報公開条例に基づき対応します。
- ⑥ 技術提案書（様式第7-1号、7-2号、7-3号、7-4号）は、必要により公表することがあります。

5 提供資料及び配布方法

- (1) 永明小学校永明中学校建設に伴う基本計画策定及び基本設計委託業務公募型プロポーザル実施要領（本資料）・・・茅野市公式ホームページから入手できます
- (2) 提出書類作成要領及び様式集・・・茅野市公式ホームページから入手できます
- (3) 現場説明会案内図・・・茅野市公式ホームページから入手できます
- (4) 永明小学校永明中学校施設説明書・・・可搬媒体（CD-R等）を送付します  
（事務局あてに電子メールで請求してください。電子メールの件名は、「永明小中プロポーザル提供資料請求」としてください。）
  - ① 位置図
  - ② 周辺図
  - ③ 敷地想定図
  - ④ 茅野市公共施設等総合管理計画
  - ⑤ 第1次茅野市小中学校管理計画
  - ⑥ 永明小学校永明中学校等建設検討委員会提言書
  - ⑦ 永明小学校永明中学校建設基本構想
  - ⑧ 茅野市教育大綱
  - ⑨ コミュニティスクールについて

- ⑩ 平成 30 年度永明小学校グランドデザイン
- ⑪ 平成 30 年度永明中学校グランドデザイン
- ⑫ 永明小学校永明中学校の概要
- ⑬ 永明小学校永明中学校の建て替えに係る基本的な条件
- ⑭ 永明小学校永明中学校建設基本構想・基本計画策定委員会設置要領
- ⑮ 現況地形図
- ⑯ 永明小学校及び永明中学校の現況配置図、平面図
- ⑰ 茅野市立地適正化計画

## 6 事務局

茅野市教育委員会事務局 学校教育課 教育総務係 立石 本山

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

電 話 0266-72-2101 (内線 602)

F A X 0266-73-9843 (直通)

電子メール gakkokyoiku@city.chino.lg.jp